

2022年2月28日

各位

株式会社 りそなホールディングス
りそなアセットマネジメント 株式会社

**株式会社京葉銀行への投資信託「りそなラップ型ファンド(安定型)/(安定成長型)/(成長型)」
(愛称:R246(安定型)/(安定成長型)/(成長型))の提供開始について
～京葉銀行・りそなホールディングス業務提携施策～**

りそなグループのりそなアセットマネジメント(社長 西岡 明彦)は、りそなホールディングス(社長 南 昌宏)と京葉銀行(頭取 熊谷 俊行)が2021年8月に締結した戦略的業務提携の一環として、2022年3月7日より京葉銀行に投資信託「りそなラップ型ファンド(愛称:R246)」の提供を開始します。

➤ **りそなグループが培ってきた年金運用のノウハウが詰まった代表的な運用商品**

本ファンドは、お客さまの取り得るリスク水準に合わせて目標リターン別に3つの運用タイプを用意しており、2016年2月の設定から6年を迎え、りそなアセットマネジメントにおける代表的なバランス型ファンドとなっております。本商品のお取り扱いにより、幅広い資産運用に対するお考えに合わせたご提案を可能にすることで、個人のお客さまの豊かな資産形成のお役に立てるよう努めてまいります。

【提供ファンド概要】

| | |
|-------|--|
| ファンド名 | りそなラップ型ファンド(安定型)/(安定成長型)/(成長型) (愛称:R246(安定型)/(安定成長型)/(成長型)) |
| 委託会社 | りそなアセットマネジメント株式会社 |
| 商品分類 | 追加型投信/内外/資産複合 |
| 投資対象 | 世界の債券・株式・不動産投信等 |
| 設定日 | 2016年2月26日 |
| 純資産総額 | 1,288億円(2022年1月31日時点) |



尚、お客さまの資産運用につきましては、戦略的業務提携の一環として、2022年6月を目途にりそな銀行が京葉銀行を代理店としてファンドラップサービスを提供する準備を進めております。

以上

【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

◆市場リスク(株価変動リスク)(金利(債券価格)変動リスク)(リートの価格変動リスク)(為替変動リスク) ◆資産配分リスク◆信用リスク◆流動性リスク◆カントリーリスク

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

<その他の留意点>

- ・ 「目標リターン」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標リターンの数値は、その達成を示唆・保証するものではありません。従って、投資者の元本が保証されるものではなく、各ファンドの基準価額は下落することがあります。
- ・ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ・ 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・ 愛称の「R246」は、投資者のみなさまにファンドのイメージをつかんでいただきやすいよう、各ファンドの目標リターンの算出に用いられる数値から名づけたものです。各ファンドの目標リターンの達成を強調することや保証・示唆するものではありません。

【ファンドの費用】

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | |
|---------------------|--|--|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に <u>2.20% (税抜 2.0%) を上限</u> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にご確認ください。 ※各ファンド間でスイッチングできる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 各ファンドの純資産総額に対して、以下の表に掲げる率を乗じて得た額とします。 | | |
| | 各ファンド | 安定型 <u>年率 0.660%</u> <u>(税抜 0.60%)</u> | 安定成長型 <u>年率 1.100%</u> <u>(税抜 1.00%)</u> |
| | 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 | | |
| その他の費用・手数料 | 監査費用、有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等（これらの消費税等相当額を含みます。）は、その都度（監査費用は日々）ファンドが負担します。これらその他の費用・手数料は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。 | | |

※上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

【当資料についての留意事項】

お申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」等を販売会社よりお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また証券会社以外でご購入された場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。